

男女平等法実現に向けてのアピール（案）

連合愛媛は今次 2005 春季生活闘争で、「男女間賃金格差の是正、均等待遇の実現はすべての組合が取り組む課題」として闘ってきました。そして、連合は現行『均等法』を改正し、『男女雇用平等法』を実現させることを 2006 年度の重点政策課題として位置づけています。

連合の職場実態調査では男女差別の実態が明らかとなり、妊娠・出産による退職勧奨の他、同じ仕事をしていても男女で賃金が違う、男性はほとんどが総合職で、女性は事務職などの偏りに対する疑問など、多くの組合員からの声が寄せられました。

格差は男女だけではありません。パート・派遣など非典型労働者の生活アンケートによれば、パート・短時間社員の時給は平均で 800 円未満が 4 割、さらに、正社員と同じ仕事をしている人は 5 割となっています。こうした矛盾が身分格差をうみ、非典型労働者の声として「均等な処遇にして欲しい」と訴えるのは当然のことです。

連合愛媛では、これらの改善に向けた取り組みについて労働組合の各級機関でしっかり討議し、実践するため、6 月を『男女平等月間』と位置づけ、職場や地域でキャンペーンを行い、男女間の賃金・待遇格差をなくす取り組みの強化期間としています。

私たちは第 17 回地方委員会の名の下、真の均等待遇につながる連合『男女平等法』の実現を目指すことを確認します。

2005 年 6 月 18 日
連合愛媛第 17 回地方委員会